

第 11 章 特定工作物の維持管理

1 1. 1 特定工作物の維持管理

○特定工作物の維持管理に関する事項は、施行規則別表第 1（第 4 条関係）において、維持管理の方法を技術基準に適合させるための措置に関する事項として定めている。

<条例>

（事業者及び所有者等の責務）

第 4 条 事業者及び所有者等は、特定事業の実施に当たっては、次項及び第 3 項に定めるもののほか、関係法令を遵守するとともに、斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境を保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、特定事業の実施に当たっては、次に掲げる事項について規則で定める基準（以下「技術基準」という。）に従わなければならない。

（1）事業区域及びその周辺区域における斜面の安全の確保その他災害の発生の防止に関する事項

（2）特定工作物の構造の安全性に関する事項

（3）事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する事項

（4）特定工作物の維持管理に関する事項

（5）前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要と認められる事項

3 事業者及び所有者等は、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

（1）特定工作物の維持管理に要する費用

（2）特定工作物の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害の発生並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用

<規則>

（技術基準）

第 4 条 条例第 4 条第 2 項の技術基準は、別表第 1 に定めるとおりとする。

別表第 1（第 4 条関係）

1 斜面の安全の確保その他災害の発生の防止に関する事項

（1）特定工作物を設置する斜面の傾斜度は、水平面に対して 30 度以下とすること。

（2）事業区域内の斜面については、雨水、風化その他の自然現象による浸食又は崩壊を防止するための適切な措置を講ずること。

（3）盛土その他の行為により斜面が生じる地盤については、小段又は排水設備の設置その他適切な措置を講ずること。

（4）事業区域内の全ての地盤には、地表水等を排水施設まで適切に流下できるように勾配を付すること。

（5）事業区域内の地表水等が適切に排水されるよう、知事が別に定める基準を満たす能力及び構造を有する排水設備を設置すること。

（6）事業区域内の地表水等に対応した沈砂池、調整池その他の施設を適切に設置すること。

（7）特定工事については、工事中における災害の発生を防止するため、工事を行う場所の気象、地形、地質その他の自然条件、周辺の環境その他の事情を考慮し、適切な工事時期及び工法によること。

2 特定工作物の構造の安全性に関する事項

（1）工作物の構造は、自重、地震荷重、風圧荷重及び積雪荷重に対して安全であること。

（2）工作物に付属する構造物が、沈下、浮き上がり、転倒又は横移動が生じないように地盤に定着させるとともに、腐食、腐朽及び摩耗しにくい材料を使用するなどの措置を講ずること。

- 3 事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に事項
 - (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づく開発行為の許可を受けて特定事業を行う土地の区域にあっては、同法及び同法に基づく命令に基づき森林の残置、造成その他必要な措置を講ずること。
 - (2) (1)以外の土地の区域にあっては、事業区域内に事業区域の面積の3パーセント以上の面積の森林又は緑地（以下「森林等」という。）を確保すること。
 - (3) 事業区域内に法面が生ずる場合にあっては、当該法面に、緑化その他の方法による修景を適切に行うこと。
 - (4) 事業区域内の境界部分については、残置森林、植栽、塀、柵その他の工作物の設置により、適切な遮蔽又は緩衝の措置を講ずること。
 - (5) 工作物を山地に設置する場合にあっては、稜線の景観を保全するため、独立峰の頂部の付近又は尾根の輪郭線を構成している連続した稜線の付近に設置することをできるだけ避けるとともに、主要な展望地及び公共交通施設並びにそれらの周辺からの眺望を妨げない位置に設置し、かつ、道路、公園その他の公共施設の境界線からできるだけ後退した位置とすること。
 - (6) 湖沼、ため池その他水面に近接して設置する場合にあっては、水面の景観及び水中の生態系への配慮を行うこと。
- 4 維持管理に関する事項
 - (1) 法令に基づいて、適切に保守点検及び維持管理を行うこと。
 - (2) 維持管理及び事業区域の保全に要する費用を確保すること。
 - (3) 工作物の撤去に要する費用を確保すること。
 - (4) 不要となった工作物を速やかに撤去し、撤去によって生じた廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い、適切に処理を行うこと。
 - (5) 事業区域について、整地、緑化、修景その他災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全に必要な措置を講ずること。
- 5 県土の秩序ある利用並びに県民の生活の安全及び安心の確保に関する事項
知事が別に定める基準

基 準

- 法令に基づいて、保守点検及び維持管理を行うこと。
- 維持管理及び事業区域の保全に要する費用を確保すること。
- 工作物の撤去に要する費用の積立てに関すること。
- 不要となった工作物を速やかに撤去し、撤去によって生じた廃棄物は廃掃法その他関係法令に従い、適正な処理を行うこと。
- 事業区域について、整地、緑化、修景その他災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全に必要な措置を講ずること。

解 説

- ◆適切な保守点検及び維持管理とは、完了検査で事業計画の内容に適合していることの確認を受けたときと同等の状態を保っていることをいう。
- ◆森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく開発許可を受けた土地の区域については、鳥取県林地開発条例（平成 17 年 12 月 26 日条例第 96 号）において「開発をしようとする森林の区域内に残置し、又は造成した森林若しくは緑地が適切に維持管理されるものであること。」と規定しており、各法令に基づいて、適切に保守点検及び維持管理を行うことを義務づける。
- ◆斜面地に設置した太陽光パネル等の特定工作物については、事業完了後、維持管理の状況や維持管理に要する費用を確保している状況などを報告するため、10 年間の定期的な報告が義務づけられている。
- ◆また、斜面地に設置した太陽光パネル等の特定工作物が不要となった場合は、太陽光パネル等の工作物を撤去し、廃棄物は廃掃法その他関係法令に従って、適切に処理を行うことを義務づける。
- ◆なお、斜面地に設置した太陽光パネル等の特定工作物を廃止する場合、特定工作物の撤去など必要な措置を講じ、廃止時検査を受けることが義務づけられている。
 - 第 2 章 斜面地の工作物の許可制度
 - 第 10 章 良好な自然環境及び生活環境を参照

参 考

特定工作物点検(太陽光発電施設) チェックシート

管理番号	施設名	施設位置	緯度・経度	点検者	点検日
点検項目(※:重点項目)		変 状			
太陽光発電施設					
	発電設備の保守点検記録	有・無			
	太陽電池モジュールの汚れや破損	有・無			
	太陽電池モジュールフレームの腐食	有・無			
	架台・固定金具の腐食や破損※	有・無			
	架台の浮き上りや沈下	有・無			
	配線・電線管の腐食や破損	有・無			
	その他異常が見受けられる	有・無			
発電施設の設置面(盛土法面)					
	造成面が沈下(陥没)が生じている※	有・無			
	亀裂が生じている※	有・無			
	段差が生じている※	有・無			
	浸食されている	有・無			
	小崩壊が生じている※	有・無			
	その他異常が見受けられる	有・無			
排水施設					
	排水路(開渠)				
	溪流の排水処理に問題がある※	有・無			
	破損している※	有・無			
	閉塞している。(土砂等堆積)※	有・無			
	ズレが生じている	有・無			
	排水路周辺が浸食している※	有・無			
	暗渠管(BOXカルバート含む)				
	閉塞している。(土砂等堆積)※	有・無			
	破損している※	有・無			
	暗渠管上流部が滞水している※	有・無			
	防災調整池が機能していない※	有・無			
	その他異常が見受けられる	有・無			
土留め擁壁					
	目地から濁り水が出ている	有・無			
	水抜孔から濁り水が出ている	有・無			
	段差・倒れが生じている※	有・無			
	擁壁に沈下・移動が生じている※	有・無			
	壁面にクラックが生じている	有・無			
	擁壁前面の地盤が隆起している※	有・無			
	基礎部が洗堀されている	有・無			
	その他異常が見受けられる	有・無			
全体のコメント					

重点項目が有の場合は再調査等を実施し、その他の項目が有の場合は箇所毎に取り扱いを判断する。